

高槻市

高槻市在住の障がい者を雇用する
事業者向け

障がい者雇用奨励金

支給対象

障がい者（重度身体・知的・精神障がい者）を常用労働者として雇用し、雇用保険被保険者数が 300 人以下の事業主で、下記のいずれかに該当するもの

(1) 障がい者の職場適応訓練(※)終了と同時に当該障がい者を雇用保険被保険者として雇用するもの

(※)障害者雇用促進法第 13 条第 2 項の規定に基づく委託

(2) 職場適応訓練を行わずに、公共職業安定所の紹介により、障がい者を雇用保険被保険者として雇用しているもの

支給金額

種 別	障がいの程度	支給金額	支給期間
身 体	重度身体	50,000 円/月	18 か月
	重度身体（短時間労働）	35,000 円/月	12 か月
	身体	対象外	
	身体（短時間労働）		
知 的	重度知的	50,000 円/月	18 か月
	重度知的（短時間労働）	35,000 円/月	12 か月
	知的		12 か月
	知的（短時間労働）		12 か月
精 神	精神	35,000 円/月	12 か月
	精神（短時間労働）		12 か月

※短時間労働…週 20 時間以上 30 時間未満の勤務形態

対象期間

【支給対象期間の始期】

- ・職場適応訓練を実施した事業主・・・訓練終了月の翌月
- ・職場適応訓練を実施しない事業主・・・以下のいずれか

(1) 国の助成金(※)を受給した場合は、支給期間終了月の翌月

(2) 国の助成金を受給しない場合は、障がい者を雇用した月の翌月

(※)国の助成金…「特定求職者雇用開発助成金（特開金）」「トライアル雇用奨励金」

申請期間

- (1) 職場適応訓練を行った事業主は、障がい者雇用日から3か月以内
- (2) 国の助成金を受給した事業主は、助成金の支給期間の終了日から6か月以内
- (3) 上記2つ以外の事業主については、障がい者雇用日から3か月以内

※支給対象期間が年度をまたぐ場合、次年度の期間分についてはその次年度の4月30日までに申請が必要です。

(例) 支給対象期間が令和○年3月から令和◎年2月の12カ月の場合

- ・【現年度分】令和○年3月分は令和○年3月末日が申請期限
- ・【次年度分】令和○年4月～令和◎年2月分は令和○年4月末日が申請期限

※年度をまたぐ場合	現年度	次年度											
	RO年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R◎年1月	2月	3月
対 象 期 間	令和○年3月～令和◎年2月(12か月分)												
申 請 期 限	【申請①】 令和○年3月分 (1か月分)	【申請②】 令和○年4月～令和◎年2月分 (11か月分)											
請 求 期 限		【請求①】 令和○年3月分 (1か月分)						【請求②】 令和○年4月～9月分 (6か月分)					【請求③】 令和○年10月～令和◎年2月分 (5か月分)

※申請期間を過ぎると受付ができないため、要件の確認も兼ねて、産業振興課(市役所総合センター9階)へ、必ず事前相談を行ってください。

申請書類

- (1) 障がい者雇用奨励金支給申請書(様式第1号)
- (2) 要件確認申立書(様式第1-2号)
- (3) 就職証明書の写し(ハローワーク発行)
- (4) 雇用契約書の写し(事業主-雇用者間での締結分)
- (5) 障がい者手帳の写し
- (6) 国の助成金の支給決定通知書類(※)
- (7) 債権者登録申請書(振込先の新規登録時のみ)

※(1)(2)は高槻市ホームページでダウンロード可

※(3)を取得するための申請書は市ホームページでダウンロード可

※(6)は当該障がい者雇用に関して国の助成金を受給している場合のみ必要

支給時期

奨励金の支給(請求)時は、支給対象期間の開始月から6か月ごとを1期間として各期間経過後1か月以内に下記の書類を提出してください。

- (1) 障がい者雇用奨励金支給請求書(様式第3号)
- (2) 給与支払書(様式第4号)
- (3) 出勤簿、賃金台帳等の写し

※(1)(2)は市ホームページでダウンロード可

詳細はこちら



備考

支給決定後に当該障がい者の退職等の変更が生じた場合は、すみやかに下記の間合先までご連絡ください。

問合先

高槻市 街にぎわい部 産業振興課 (高槻市役所 総合センター9階)
TEL: 072-674-7411 FAX: 072-675-3133